

## 【声明】

2020年6月9日

「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典に対する誓約書提出要求の撤回を求めます」

関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会

私たちは「関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会」といいます。関東地方各地域で朝鮮人虐殺事件の追悼と調査を行なってきた市民と研究者が2010年に設立した団体です。本会の目的や活動内容等の詳細については下記のホームページをご覧くださいと思います。

<https://www.shinsai-toukai.com/>

このたび私たちは、東京都が関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会が提出した追悼式典使用許可申請を受理せず、このたび追悼式典開催を認める条件として、「横網町公園において9月1日に集会を開催する場合の占有許可条件について」という文書を出したことを知りました。

この文書には、「9. 1朝鮮人犠牲者追悼式典」（以下、「朝鮮人犠牲者追悼式典」と略記）を開催する条件として、公園管理上支障となることはしない、拡声器について東京都が定めたルールに基づいて使用することなどを要求しています。そして、これに違反した場合は、次年度以後申請が不許可になっても受け入れるとの誓約書の提出を求めています。

これに対して同実行委員会は5月18日付で声明を発表し、これまで「朝鮮人犠牲者追悼式典」が東京都に誓約書の提出を求められるような問題を起こしたことはなく、本来自由・自主であるべき集会の運営を萎縮させるものだとして、かかる「条件」の撤回と申請の受理を行なうよう、東京都に求めています。

1973年に都立横網町公園に朝鮮人犠牲者の追悼碑が建立されて以来、毎年9月1日の午前11時から「9. 1朝鮮人犠牲者追悼式典」（以下、「朝鮮人犠牲者追悼式典」と略記）が執り行われてきたことは御承知のとおりです。この間、朝鮮人犠牲者追悼式典が上記のような規制を受けたことは一度もありませんでした。このたびの要求は朝鮮人犠牲者追悼式典に対する不当な規制であり、東京都がこれを撤回するよう要請します。同時に、朝鮮人犠牲者追悼式典に対する妨害に対する毅然とした対応を求めます。

私たちはこの規制の原因は朝鮮人犠牲者追悼式典のすぐそばで開催されている「真実の関東大震災石原町犠牲者慰霊祭」（以下、「慰霊祭」と略記）にあり、その巻き添えを受けて朝鮮人犠牲者追悼式典にも一律に規制が及んだものと考えています。

この慰霊祭は2017年より「そよ風」という団体が、朝鮮人犠牲者追悼式典と同日同時刻に横網町公園内の「大正大震災石原町遭難者碑」の前で行っているものです。「石原町」と銘打っているにもかかわらず、石原町町会に連絡もなく、式辞で石原町についてほとんど言及もしていないようです。立て看板や横断幕には「六千人虐殺は捏造・日本人の名誉を守

ろう」「日本人を貶める都立横網町公園朝鮮人追悼碑を許すな！」と書かれ、朝鮮人犠牲者追悼行事の方向にスピーカーを向けて朝鮮人虐殺を否定したり、虐殺は正当防衛だと肯定する式辞を流しています。また、式辞の中には朝鮮人への差別用語も含まれています。

朝鮮人虐殺が歴史的事実であること、虐殺が正当防衛などと評価できないことは、これまでの膨大な調査研究によって証明されていることです。実証を重んじる歴史研究者で「そよ風」のような主張をする人はいません。「そよ風」の慰霊祭の目的が石原町犠牲者の追悼ではなく、朝鮮人犠牲者追悼式典への妨害にあることは明白です。

「そよ風」は最近、自身のブログの中で、東京都から君が代の音量を小さくするように「申し渡され」（2020年2月20日付）、看板と横断幕を外に向けないようという「ダメだしを食ら」った（2月21日付）と述べています。朝鮮人犠牲者追悼式典に対する規制はこれと同様のものです。要するに、「そよ風」に対する規制に外形的な一貫性をもたせるために、朝鮮人犠牲者追悼式典にも一律に規制をしようとしているわけです。このような規制を朝鮮人犠牲者追悼式典に課すことは不当であり、到底納得できません。その理由として私たちが考えるのは以下の三点です。

第一に、朝鮮人犠牲者追悼式典にはこのような規制を受けるような瑕疵はありません。その証拠に、これまで長年にわたり同じ形式で式典を開催しているにもかかわらず、一度もこのような規制を受けたことはありません。規制を受ける合理的・説得的な理由がありません。

第二に、この慰霊祭の実態は石原町の名を借りての妨害に過ぎず、石原町犠牲者を追悼するものではありません。追悼式典会場近くに石原町遭難者碑があったために、それを利用しているだけです。これは、亡くなった石原町民を冒瀆するものであり、現在石原町に住んでおられる方々に対しても失礼だと思います。東京都はこうした行事を認めるのでしょうか。

第三に、そもそもこうした規制を行なうに至った原因は、「そよ風」の慰霊祭を東京都が認めたことにあります。東京都がなすべきことは朝鮮人犠牲者追悼式典を規制することではなく、慰霊祭をやめさせることです。

繰り返しますが、「そよ風」の慰霊祭の実態は朝鮮人犠牲者追悼式典の妨害に過ぎず、朝鮮人犠牲者追悼式典に集う人びとと亡くなった犠牲者を冒瀆する行為です。静謐な環境のなかで毎年朝鮮人犠牲者を追悼してきた人びとは、「そよ風」の言動に傷つけられています。朝鮮人犠牲者の同胞と日本人がともに虐殺された被害者を悼み、二度と同じ過ちを起こさないように誓う行事が、なぜ攻撃されなければならないのでしょうか。そうした妨害行為を、なぜ東京都は認めているのですか。

このたびの東京都の措置は、朝鮮人犠牲者追悼式典と史実をねじ曲げた民族差別的な妨害とを同列に扱うと同時に、規制を守れば何をしてもよいと言っているに等しいものです。実際、「そよ風」は2月21日付のブログで、誓約書を書けば「今後、公園で、晴れてもう一つの慰霊祭の存在が認められる」と書いています。こうした措置は、規制を守れば追悼式典の妨害をしてもいいという「お墨付き」を、東京都が「そよ風」に与えることを意味すると思いますが、それでいいのでしょうか。東京都慰霊堂の慰霊大法要を妨害されても、規制を

守れば認められるのでしょうか。

「お墨付き」を与えるなどという意図はないと言われるかもしれませんが、問題は意図ではなく、そうした対応がもたらす結果にあります。このたびの東京都の対応は、誓約書を提出しさえすれば「そよ風」による朝鮮人犠牲者追悼式典への妨害を認めるということになり、恰好の宣伝材料として利用されます。こうした対応は、国内外からの批判を招いています。

日本政府は国連の「人権・社会問題」についての取り組みとして「日本は、普遍的価値としての人権及び基本的自由の擁護・促進を基本とし、また法の支配の確立を重視」していることを表明しています。2016年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」を制定しました。

また、東京都は、2018年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成30年東京都条例第93号）を制定し、その第八条において上記の法律に基づき「不当な差別的言動の解消を図る」と明記しています。「そよ風」の主張は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」であり、日本および東京都における人権擁護の立場や法律・条例と相反します。上記の法律や条例の趣旨からして、慰霊祭は許されるものではありません。

繰り返しになりますが、むしろ東京都は「そよ風」が行なっている妨害に対して毅然とした態度をもってやめさせるべきではないですか。憲法が定める自由権を侵すことになるので行事の内容には介入できないと言われるかもしれませんが、いわれなく他人を傷つける権利を憲法は保障していません。

東京都が、朝鮮人犠牲者追悼行事に対する申し渡しを撤回するとともに、かかる妨害行為をやめさせるよう、強く求めます。